

KAMA ちゃんの「廃棄物ひとくちコラム」

石膏ボード製造工場敷地内における埋立行為

掲載再開に向けて原稿作成をしていたところ、産業廃棄物の不適正処理に関する報道を目にしましたので、急遽こちらに切り替えて皆様に情報を提供させていただきます。

新聞・インターネット等を通じて得られた情報を整理すると

1 行為者

チヨダウーテ株式会社

同社は、吉野石膏と並ぶ石膏ボード製造メーカーで、国内シェアは約 20%。

両社で国内市場を独占しています。

2 発生場所

三重県川越町大字高松 9 2 8 番地に所在する同社四日市工場内

川越町は、三重県北東端にあり、四日市市に隣接しています。

3 産業廃棄物処理業許可取得状況

同社は、三重県知事から廃石膏ボードの破碎処分に係る許可を取得しています。

併せて、環境大臣から「広域認定」を受け、新築現場から発生した端材を集め、再製品化しています。

但し、県情報によれば、この許可に係る施設は四日市市内にあり、報道された川越町内工場とは別の工場と推定されます。

また、川越町内の工場には、産廃処理業大手である株式会社トクヤマと共同で設立した株式会社トクヤマ・チヨダジプサムという産業廃棄物処理業者が所在し、三重県知事から廃石膏ボードの破碎・焼成の許可を取得しています。

4 不適正な処理の内容

本年 4 月下旬頃、チヨダウーテ四日市工場の周辺に住む住民から「異臭がする」と県に情報が寄せられました。調査を行ったところ、同工場周辺の水路で硫化水素が測定されたほか、工場の敷地内で大量の石膏ボードの廃材が埋められていることを確認しました。

悪臭発生原因は、埋め立てられていた石膏ボードの成分である硫酸カルシウムが分解

して硫化水素ガスが発生、工場周辺に漏出し、最大濃度は 13.5ppm に達していました。（労働安全衛生法の酸素欠乏症等防止規則では、中毒防止のための許容濃度は 10ppm と定められています。）

現行の法規定は、埋立行為は、設置許可を取得した最終処分場でしか行うことが出来ないとされていることから、例えば行為場所が自社敷地内であっても、最終処分場の無許可設置に該当する可能性があります。

また、過去の事例では、岐阜県内で今回と同様、汚泥の自社敷地内埋立案件があり、不法投棄罪が適用された（2019年3月号本コラムに掲載）ことがありました。

## 5 今後の注目点

前項で記載したように、現行法は、全ての最終処分場を許可対象としていますが、

- （1） 昭和 51 年以前から埋立行為を行っていた場所は、その対象となっていない。
- （2） 平成 9 年に現行規定に強化されているが、それまでは安定型 3,000 m<sup>3</sup>、管理型 1,000 m<sup>3</sup>未満の埋立場所は、許可対象となっていなかった。
- （3） 現行では、石膏ボードの埋立処分は管理型処分場でないと行うことができないが、平成 18 年以前は安定型処分場での埋立行為は適法であった。

このように、石膏ボードの埋立処分を取り巻く法規制は、改正強化の連続であったため、工場内へ埋め立てた時期とその量（面積）の確認調査結果が大きなポイントになります。

報道によれば、20 年前頃から埋立を行っていたとされていますので、（2）で記載した平成 9 年以降と確定すれば、埋立面積に関係なく無許可設置・不法投棄罪の何れもが適用される可能性があります。

仮定の話ではありますが、チヨダウーテ又は同社役員に対して、罰金刑以上の罰則が科された場合は、廃棄物処理法で定める欠格要件に該当することとなり、業許可、広域認定等同法に基づく許可は全て取消処分の対象となります。

また、報道では登場しませんので、株式会社トクヤマ・チヨダジブサムの関りについては不明です。ただし、チヨダウーテが許可取消しを受けた場合は、株式会社トクヤマ・チヨダジブサムが直接違法行為に関わっていなかったとしても、許可取消しを受ける可能性が高いこととなります。両社ともに、全国に工場がありますので、取消処分が発出された場合には、その影響は相当に大規模なものになるものと予測されます。

## 6 本件の報道を受けて

上場企業であるチヨダウーテがこのような不適正な産業廃棄物処理をしていたのは、大きな驚きではありますが、逆に言えばどこでも起こり得る事件ということになります。

廃棄物は不要な物であり価値のないものですから、その処理に関して「適正処理」のインセンティブが働きにくい状況があります。そうしたことを背景に、「空き地があるからそこに埋めてしまえば」という安易な考え方が、根底にあったものと推定されます。さらに、埋立行為は許可を有する最終処分場でないとできないという法規定を知っている者がいなかったことも、上場企業としては如何なものかと考えます。

本件を受けて、読者の皆様にも改めて産業廃棄物適正処理の大切さを認識いただけましたら幸いです。

新しい情報が集まり次第、続報としてお伝えします。